

News Release

令和5年8月18日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

(株)フジタ九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株)フジタ九州支店 (福岡市博多区下川端町1-1)

(本社: 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2)

・土木一式工事-特A級

・建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、水道施設工事-A級

2 指名停止期間

8月21日から9月20日まで 1か月

3 指名停止理由

(株)フジタは、防衛省沖縄防衛局発注の「石垣島(3)宿舎新設建築工事(その1)」の施工において、同社が代表を務める建設共同企業体の監理技術者が行う安全管理措置が不適切であったため、工事関係者に負傷者を生じさせた。これにより、令和5年3月31日、労働安全衛生法に違反したとして石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2第13項(不正又は不誠実な行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなるが、加算条項に該当しないため1か月とする。

5 令和4年度～令和5年度発注実績

なし

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当: 工事契約係 森

電話: 直通72-9240 (内線1361)